

釧路市都市計画審議会を傍聴される方へ

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、当日受付で氏名、住所を記入してください。
- (2) 傍聴の受付は、審議会開催予定時刻の 30 分前から先着順に行います。
- (3) 受付開始時に傍聴希望者が定員を超えたときは、抽選により傍聴者を決定します。
- (4) 次のような場合は傍聴することが認められません。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 異様な服装をしている者
 - ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - エ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - オ 審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (5) 児童及び乳幼児は、傍聴できません。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。

2 傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 審議会中は静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。
- (2) 帽子、コート、襟巻の類は着用できません。ただし、病気やその他の理由により会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 飲食はできません。
- (4) 写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 審議会の秩序を乱すこと、議事の妨害となるようなことはできません。

3 審議会の秩序の維持

- (1) 上記 2 のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、これに従わないときは退場していただく場合があります。

4 審議の中で、審議会を非公開とする決定があったときは、退場していただきます。また、都合により審議会の途中で退場する場合は、その旨を係員に伝え、退場してください。

5 釧路市都市計画審議会の中で設置される委員会等の傍聴のルールについても、上記 1 ～ 4 と同様となります。